ILO批准で迫及
罰則強化は労働者弾圧

参議院議員
登根具阿

二月二十五日の参院本会議において、私がILO条約八七号の批准について、岸総理いか藤山外務、倉石労働、永野運輸、寺尾郵政の各大臣に緊急質問を試みたことは同日の夕刊やラジオ放送などですでにごぞんじのことと思いますが、さらに本問題の重要性を理解して戴くために、主要なる問題点について若干述べてみたいと思います。

政府指導の大きな矛盾

ILO条約八五号とは申すまでもなく「結社の自由」をうたったもので、これを批准するには公労法四条三項と、地公労法五条三項を削除しなければなりません。なぜならこの二つの条項は「職員でなければ、その組合の組合員や役員になることができない」と規定しており、いわゆる結社の自由に抵触するからであります。ところが労働者は「民間の組合においてもし使用者が（従業員でなければその組合の組合員や役員になることはできない）といって、労働協約を結ばないのは不当労働行為である」と指導しているので、公共企労体と民間ではその取扱いがまったく矛盾しており、この点私たちのどうしても理解できないところであり、法律の欠陥であります

奇怪な判決や斡旋案

昭和二十九年に国鉄労組は、中央地方を通じて十八名の役員が解雇されましたが、その紛争にたいする東京地裁の和解案は「被解雇者の三役は団交出席を自主的に遠慮する、しかし組合役員としての活動は認める」というものでありつぎに昭和三十二年の春闘における藤林公労委員長の斡旋案は「労使関係の正常化のためには被解雇者を委員長、副委員長とすべきでない」ということで書記長以下の留任を認めました。さらに機関車労組の提訴にたいして東京地裁は「被解雇者をふくむ組合は憲法上の組合ではあるが、公労法上の組合ではない」というまことに奇怪千万な判決を下しました。

これらの判決や斡旋案でもおわかりのように公労法四条三項の運用は、現実にもはや遵守できないばかりか、一四〇回のILO理事会から「結社の自由に関し、日本政府の注意を喚起する」という勧告を受け、いちじるしく国際信用を失墜しております。

労働問題懇談会の答申に違反

石田前労相、倉石労相、岸総理はそれぞれ以前の国会で「答申がでればそれにしたがいます」と言明しておりながら、いざ答申が出ると、いろいろと理由をこじつけて批准を引延ばす工作をはじめました。たとえば答申の内容中「批准に必要な国内法の整備」とは公労法四条三項等の削除が唯一絶対のものであるのに、大臣の答弁でも明らかなように、枝葉末節の「労使の正常な運営のための諸法規の改正」におきかえ、答申違反をあえてしようとしています。また閣議で「全逓労組が解雇従員を改選しないかぎり本条約の批准をしない」と決議するなどは、まったくもつて言語道断といわねばなりません。

報復手段として罰則強化

政府はいままでの発言から、どうしても批准しなければならない段階にまで追いつめられていますが、そこで公労法四条三項以上に効果をあげうるような、鉄道営業法やその他の諸業法を改悪して罰則強化を企図し、労働者を弾圧できるような法律の整備を急いでおりますが、これは明らかに「眼には眼、歯には歯を」という野蛮な報復手段というべきものであり、二十世紀後半の労働法としては断じて許さるべきものではありません。

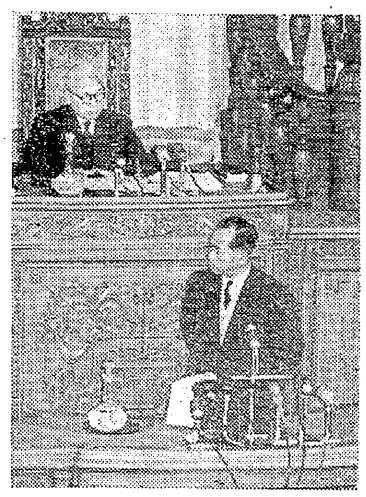

参院本会議で質問する阿具根参議

秘密のベールに覆われた「安保條約」の改定交渉

▽…安保条約のことについてはいろいろの新聞などですでにお読みになつたり、話を聞かれたことがあると思います。だけど「どうもよく分らない」というのが正直なところではないでしようか。そうなのです。それは私たちの頭が弱いからではなく、政府がアメリカ側とどういう話合いをしているのか、ほんとのことはちつとも発表していないからなのです。

▽…だいたい、いまの安保条約を結んだときも、国民はなにも知らないうちに、サンフランシスコで講和条約を結んできた吉田茂さんが、いきなりそれを発表したのです。そしてそれを国会で批准する（認める）かどうかをめぐつて、深刻な論争をおこつたことはご存知ですね。そして日本は平和条約が発効しても、そのままアメリカの占領軍が駐留し、内灘、砂川と血で血を洗うような闘争がつづいたのです。

▽…こんどもその手なんです。コツソリ交渉して、調印してしまつてから国会にだし、強引に承認させてしまおうというのですから大変です。国会にだされれば、残念ながらいまの勢力分野では自民党の方が多数ですから、乱闘さわぎを起しても通過させられてしまうでしよう。ですから〝調印されてしまつてからではもう手遅れ〟〝いまが一ばん大事なとき〟というわけです。

▽…では政府はなぜそんなに〝秘密〟のうちに交渉をすすめているのでしようか。一口に言つてしまえば「それは彼らが何か悪だくらみをしているから」ということでしよう。しかしちようど待つて下さい。警職法でガン！とやられ自民党の内部がガタガタしているから、ほんとうに遅れているのだろうという見方もあります。なるほどそういうこともあるでしようが、どうもこの見方は少し甘くはないでしようか。藤山外相とマツカーサー・アメリカ大使との安保交渉はすでに三回ひらかれているのです。

▽…現に〝藤山試案〟をスツパ抜いた二月十二日の毎日新聞は、つぎのように伝えています。―藤山外相はしばしば言明しているとおり、三、四月調印、つまり参院選挙前に調印することを堅く決意しており、このことについては外相自身の政治的生命の問題とも関連を持つといわれているので、この改定問題をめぐる当面の党内調整は、政局の焦点ともなるものとみられている。

▽…さて〝藤山試案〟は「いまの安保条約は、日本がアメリカに基地を提供する義務だけがあつてアメリカが日本を守つてくれるという確約はどこにもない。これでは不平等だから平等な条約に直すのだ」ということなのですが、この対案となるアメリカ側の草案（これは昨年の十月三十日付の「日本経済新聞」の夕刊だけが報じているのですが）では「西太平洋の集団安全保障体制を強化する」ため「自助・相互援助により、単独または共同して、両国の領土保全……外部からの武力攻撃および間接侵略に対抗する……」となつているのです。同じことでもずい分意味がちがいますね。

▽…つまり〝共同して戦争をやろう〟ということなのです。これでは日本は、アメリカがやる冒険的な局地戦争や侵略行動（例えば朝鮮動乱や台湾海峡の緊張）に〝義務〟としてまきこまれることになるのです。〝まきこまれる〟というより〝積極的に参加する〟と言つた方が適切かも知れません。こういう安保改定ですから交渉経過をハツキリ発表できないのは当然です。そして私たちはまず、何を話合つているのか明らかにしろと要求し、その内容をバクロしなければなりません。そうすれば必ず国民的な憤激がまき起るでしよう。

（ふじむら・かつみ）

腰をすえた春闘
民間労組は長期の構え

春闘は私鉄ストの妥結、公労協の仲裁々定まちなどでヤマをこしたかのようにみられ、商業新聞などではことしの春闘は低調におわるなど、闘いのもりあげにブレーキをかけるような宣伝に終始していますが、炭労が二十三日からの無期限ストライキを予定しているのをはじめ、全鉱、鉄鋼、金属、全造船、電機労連、全旅客自動車労連など、私鉄総連と合化労連をのぞくほとんどの民間単産が今月下旬に闘争のヤマを予定しており、むしろ闘いはこれからである。

こういう情勢のもとに総評では、さる三月十四日本部で民間労組戦術会議をひらき、二十日の第四次統一行動にひきつづいて、二十五日に第五次行動、さらに来月上旬に第六次統一行動をおこなう方針をうちだした。

このようにことしの春闘が〝長期の構え〟をとつたのは、「ことしはガツチリ闘おう」という腰をすえた職場組合員の意欲が反映したためである。

選挙闘争も来月にちかまり、保守党は躍起になつているおりから、春闘のもりあがりを極度におそれていろんな逆宣伝をおこなつているが、春闘を中心に労働者の威勢はつぎつぎと整備され確立されてきた。

産業別組合と生活向上の足がかり

われわれは八七号条約を批准して、公労法四条三項等を削除することは、ただ公共企業体労組の活動を容易にするというばかりでなく、企業別組合から産業別組合へ前進する一つの足がかりをつくりひいては皆さん方の生活向上にもつながり、つねに足をひつぱつている低賃金労働者の救済にも、大きく影響することが明らかであるためであります。

とくに本国会でわれわれが批准をいそぎ、国会闘争の一つの大目標としている理由は、(1)ながびけば政府に時間的余裕をあたえ、いろいろの悪法をからませてくる。(2)いままで総評をはじめ関係労組の絶大なる努力でようやく答申がでたのに、政府の悪法がからめば折角の八七号批准も無意味になつてしまうことを恐れるからであります。以上主要な点のみ記して参考に資したいと思います。

首切りをどう受取るか
会社の意圖と情勢を分析しよう

宮浦支部　前田義則

（一）

昨年十一月、朝日新聞に会社が「再建案」をだすらしいというニュースが発表され、実際に具体案がだされる数カ月間私たちはマス・コミの攻撃にさらされました。だされた「企業整備」は私たちの予想以上のものがあつて、当時は「本当に会社が倒れるのではないか」という心配や、「この程度の犠牲はやむを得ないのではないか」という楽観な受取り方をしたものも多少はいたと思います。

しかし、赤字の内容が検討され会社のネライが何であるかということが理解されてくると、会社のキタナサにいまさらながら驚き、資本主義の矛盾に眼をむけるようにかりました。

十九億七千万円の赤字といえばもつともらしく聞えますが、これには理由があります。

会社は私たちにはできるだけ多くの赤字を宣伝し「だから賃上げは出来ない」「再建案をのんでもらいたい」といいたいところですしかしながら別の面では、会社は銀行から資金を借らなければなりません。あまり多くの赤字をだすと「そのような危険な会社に金はだせない」と断わられます。

だから赤字は、私たちにはできるだけ多額に宣伝でき、しかも銀行から資金を貸してくれる範囲内での赤字でなければなりません。その限度額がいまは二十億円が通念だといわれています。

会社はもつともらしく前期の赤字は十九億七千万円といつているのです。

「本当は三十億の赤字でした」と所長は私にいいました。三十億の赤字が帳簿の操作で三分の一に減るのなら、私たちは会社にもう少し頑張つてもらつて黒字にしてもらいたいものだと思います。もう一つ例をあげましよう。

ご存知の志免炭鉱の払下げ問題です。いままで国鉄の経営であつたのを民間に払下げするそうです政府では三菱に払下げを内定していました。

ところが、三井が後からわりこんできて政府の決定を変えさせ入札制度をとることになりました。いまでは三井、三菱、住友の三社が有力といわれています。

余がないのでいまにも倒れるという三井が、政府の決定まで変えさせ入札に加わるなど私たちの常識では考えられません。

（二）

ではどうしてこのようなことがいわれるか、会社の本当のネライは何であるか、私たちはもう一度しつかりと再認識する必要があります。

それは一口でいうならば、経済恐慌により、ますますせまつてくる石炭市場を確保するために、労働者の犠牲によつて、重油産業や、他の石炭資本との競争に勝とうということであります。

会社はよく「炭価が値下りになつた」、「労働者の賃金が高いから」という言葉をつかいますが、炭価の値下りは、昭和三十九年九月から炭価は千四百円の値上りしているのですがそのなかにふくまれる賃金は百五十五円しか上つていません。

また、会社は他社にくらべて三井は能率が悪いとよくいいます。しかし、炭鉱の規模や歴史をぬきにして能率はくらべられません。むしろ採炭能率は全国平均を上廻つています。

このようなことがわかつてくると、赤字宣伝は私たちにとつてあまり恐ろしいものではなくなつてきます。だから赤字克服のために私たちの生活が苦しくなり権利がせばめられることに断固反対するのです。

こうして会社のネラつた「会社が倒れては元も子もなくなるのでやむを得ない」という宣伝が浸透しなくなると、これではいかんとつぎにうつてきた手が、六千名の大量解雇であります。

（三）

大量解雇がだされたために、組合の統一と団結はさらに固くなり「かえつて闘いやすくなつた。会社は計算違いをした」という人がいます。七名に一名の減首を絶対許すわけにはいかないという憤しみが強く会社側に向けられるとき、私たちのスクラムが固くなることは当然であります。

だが「首切りは自分の事として闘うが、合理化案は他人のことだ」「首を切られるより再建案をのんだ方がいい、あまり組合が白紙撤回を主張するからだ」という考えは非常に危険であります。

かりに会社の合理化計画が、組合の抵抗なく完成され多少の余剰人員がでるにしてもそれは数年先のことです。会社が数年先を予想して、組合の猛烈な反対を覚悟しながらもなお、大量の首切りをしなければならぬ切実な理由はみあたりません。

むしろそのネライは「企業整備がのめなければ首切りもやむを得ない」だから企業整備をのめという深慮遠謀のように感じられますもちろん私たちが首切りにたいして闘わないならば、同時におこなわれることもちがいありません。

私たちのなかに六千名の首切りと企業整備を切離し、「大難を小難ですませる」式の考えがあれば会社の思うツボでしよう。

首切りが撤回されるか縮少されたとしても企業整備の実施を許すならば、数年後、合理化計画が完成し、必要にせまられた会社が再び大量首切りをだしてくることは当然で、そのとき外濠を埋められた組合の闘いがより以上に苦しくなることは火を見るよりも明らかであります。

私たちは六千名の首切りも、さきにだされた企業整備も許すわけにはいきません。私たちが会社の意図と、今日おかれている情勢について正しい分析をおこない、行動を強め闘いを勝利させましよう